

平成18年12月22日

# 鉄道交通の安全対策に関する行政評価・監視 〈評価・監視結果に基づく勧告〉

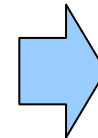
「行政評価・監視」は、総務省が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として適正性、有効性、効率性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

本行政評価・監視は、8管区行政評価局（支局を含む。）及び13行政評価事務所が平成17年8月から11月にかけて実地に調査した結果等に基づき、国土交通省、総務省に対して18年12月22日に勧告するものです。

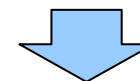
# 調査の背景と勧告事項

## 背景

- 鉄道は、旅客輸送や貨物輸送において重要な役割を担っており、一たび事故が起きるとその被害は甚大となるおそれ
- 国土交通省は、鉄道営業法、鉄道事業法等に基づき、鉄道交通の安全対策に関する措置を実施  
鉄道事業者に対する**事前規制は必要最小限とし、事業運営が適切でない場合に是正するための事後チェック型の行政手法を充実すること等**を目的として、一連の措置（**認定鉄道事業者制度（2頁）の導入、技術基準の性能規定化（3頁）等**）を実施
- 近年、**死傷者を伴う列車脱線事故などの重大事故**が発生。また、睡眠時無呼吸症候群による居眠り運転、工事ミスによる運行ダイヤの混乱、運転休止や旅客列車の30分以上の遅延など、**安全・安定的な運行に支障をもたらす事態が発生**

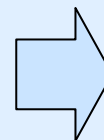


- この行政評価・監視は、事後チェックの実施、鉄道係員の資質管理、施設・車両の整備、事故発生時の対応体制等の状況について調査
- 調査対象：総務省（消防庁）、国土交通省、地方運輸局（9）、鉄道事業者、都道府県、市町村等



## 行政評価・監視の実施結果

- 1 規制緩和の一環で設けられた制度（認定鉄道事業者制度、技術基準の性能規定化）の効果的な実施
- 2 鉄道係員の資質管理及び施設・車両の整備の適正化
- 3 事故発生時の対応体制の整備



左記の観点から具体的な改善策を勧告

勧告日：平成18年12月22日  
勧告先：国土交通省、総務省

# 1 規制緩和の一環で設けられた制度の効果的な実施

## ア 認定鉄道事業者制度

### 制度の概要

- ・ **事前規制の緩和と事後チェックの充実の一環**として、鉄道事業法の改正により平成12年に導入
- ・ 施設・車両の設計能力が一定基準に適合していると国土交通大臣が認定した鉄道事業者（**認定鉄道事業者**）が、施設・車両を設計し、かつ、技術基準に適合することを確認した場合、施設・車両に係る認可等の申請又は届出に際し、記載事項又は添付書類の一部を省略可
- ・ **国土交通大臣による事業場の立入検査権限**あり
- ・ 国土交通大臣は、設計・確認業務が法令に従って適切に行われていない場合、認定を取消し
- ・ 平成17年度末現在、41鉄道事業者（78事務所）を認定
- ・ **有効期間5年又は10年**

### 調査結果

- 認定の有効期間中における立入検査の実施について明確な方針なし  
立入検査の実績は、全国9地方運輸局のうち2局（2認定鉄道事業者2事務所）のみ。平成14～16年度に保安監査で立ち入った**23認定鉄道事業者の37事務所のうち、設計・確認業務の実施状況を検査したのは7認定事業者の11事務所（30%）**
- 平成15年9月、**不適切な設計・確認業務**（踏切設備の設計図面が技術基準に適合しているか確認せずに施工）により**輸送障害**（運休477本、遅延37本）が発生
- 認定鉄道事業者の設計・確認業務について立入検査を実施し、不適切な事例を認定鉄道事業者に周知することにより、設計・確認業務の適正化に資することが可能

### 勧告要旨

- **保安監査等の際に、認定鉄道事業者の設計・確認業務**が適切に実施されているかを**検査**するとともに、不適切な設計・確認等の事例及び留意事項を整理し、認定鉄道事業者に周知すること。

## イ 技術基準に関する鉄道事業者における実施基準

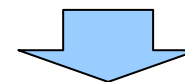
### 制度の概要

- 国土交通省は、**事前規制の緩和と事後チェックの充実の一環**として、平成13年、施設・車両の構造、運転取扱い等に関する**技術基準省令を性能規定化**  
レール幅の例：従前「1.067m」「1.435m」等と規定  
現在「安全な走行及び安定した走行を確保できるもの」と規定  
また、国土交通省は、技術基準省令の解釈基準を定め、これを国の許認可等の審査や鉄道事業者の実施基準作成のよりどころとするよう指導
- 鉄道事業者には、技術基準省令の**実施基準の作成・遵守**・地方運輸局長への**届出を義務付け**。実施基準には、施設・車両の定期検査の周期、対象部位及び方法を定めることを義務付け  
地方運輸局長は、**実施基準が技術基準省令に適合していないとき、その変更を指示**できる



### 調査結果

- **定期検査の周期、対象部位及び方法**について、届け出られた実施基準に、i) **一部を定めていないもの**（6事業者）あり、ii) 地方運輸局の確認を受けることのない**社内規程に従って実施するとしているもの**（1事業者）あり  
これらに関し、6地方運輸局から**実施基準変更の指示なし**
- 実施基準に定めた検査周期で検査を実施していないなど、**実施基準を遵守していないもの**（6事業者）あり  
これらに関し、5地方運輸局から**改善指導なし**。うち1地方運輸局は保安監査の際にも指摘なし



### 勧告要旨

- ① **実施基準**の審査を適切に行うための留意事項を整理し、これに基づき**審査を的確**に行い、技術基準省令に適合していない実施基準については鉄道事業者に対して**必要な変更指示**を行うこと。
- ② **実施基準を確実に遵守**するよう、鉄道事業者を**指導**するとともに、保安監査の際に検査すること。



## 2 鉄道係員の資質管理及び施設・車両の整備の適正化

### (1) 鉄道係員の資質管理

#### 制度の概要

- ・ 鉄道事業者には、i) **運転関係係員**※及び保守関係係員に対する**教育・訓練の実施**、ii) 運転関係係員に必要な**適性、知識及び技能の確認等を義務付け**  
※ 列車等を操縦する係員、CTCセンター等で運転整理を行う係員等
- ・ 国土交通省は、平成15年、SAS（睡眠時無呼吸症候群（Sleep Apnea Syndrome））による居眠り運転の発生を踏まえ、鉄道事業者に対し、**SAS知識の啓蒙、チェックシートによる自己評価・申告を行える環境の整備、自社病院・診療所等への診断・治療設備の充実**の検討等、健康管理や対応について必要な措置を講ずるよう指導

#### 調査結果

- 調査対象 34 鉄道事業者のうち、
- i) 実施要領を策定しておらず**一部の運転関係係員に対する教育・訓練が実施されていないもの**（3事業者）あり
  - ii) **適性検査に合格していない運転関係係員を作業に従事させているもの**（1事業者）あり
  - i) **SAS知識を普及していないもの**（1事業者）、**チェックシートを活用していないもの**（3事業者）、**診断・治療設備を充実していないもの**（18事業者）あり
  - ii) 健康診断でSASの間診を行っておらず、**SAS該当者の有無を把握していないもの**（1事業者）あり

#### 勧告要旨

- ① 鉄道事業者に対し、教育・訓練について、**すべての運転関係係員を対象とした実施要領を策定するとともに、これに基づき教育・訓練を実施するよう指導**すること。また、適性検査の合格基準に達していない運転関係係員について、必要な適性を保有していることを改めて確認することを徹底するよう指導すること。
- ② 鉄道事業者に対し、**SASに関する運転士の健康管理や対応について必要な措置を講ずるよう指導を徹底**すること。

## (2) 鉄道施設・車両の整備

### 制度の概要

- ・ **地下駅**について、国土交通省は、近隣国の地下鉄火災を踏まえ、平成16年、**新たな火災対策基準（平成16年基準※）を設定**
  - ※ 旅客の避難時間を考慮した地下駅排煙設備の設置、車両客室の耐燃焼性の確保等を新たな基準として追加
- ・ 国土交通省は、**地方中小鉄道事業者（77）を対象**として、平成14・15年度に**安全性緊急評価事業※**を実施。さらに、評価結果に基づき施設等の安全対策を講ずる**安全性緊急対策事業※※**を実施
  - ※ 鉄道事業者から委託された第三者機関が、鉄道施設・車両の安全性を評価し、緊急整備事項（3年以内に整備）と中長期整備事項（概ね10年以内に整備）に区分した評価報告書を作成。地方運輸局に提出
  - ※※ 鉄道事業者が、評価報告書に基づく保全整備計画を策定し、これに沿って整備する場合には、安全対策費、近代化設備の整備費用の一部を国が補助

### 調査結果

- 国土交通省は、鉄道事業者に対し、**平成16年基準への適合期限を示していない**
  - このため、16鉄道事業者401地下駅についてみると、**84%（335駅）が16年基準に不適合**。i）**具体的な整備計画を策定していないもの（1事業者4駅）、ii）多額の経費を要するとして、整備時期が未定のもの（2事業者15駅）あり**
- 安全性緊急評価を実施した77地方中小鉄道事業者のうち、**緊急整備事項が指摘されているが保全整備計画を策定していないもの（4事業者）あり（平成18年12月現在）**。保全整備計画で平成16年度までに改善とした**緊急整備事項を17年度又は18年度に先送り**しているもの（2事業者）あり

### 勧告要旨

- **平成16年基準**に適合していない地下駅の火災対策設備の**整備計画の策定、整備時期の明確化**を鉄道事業者に**指導**するとともに、整備の進ちょく状況を把握し、計画どおり整備が行われていない場合には必要な指導を行うこと。
- 安全性緊急評価に基づく**保全整備計画**について、**未策定の鉄道事業者**に対しては**早急な策定を指導**するとともに、整備の進ちょく状況を把握し、計画どおり改善措置が行われていない場合には必要な指導を行うこと。指導後もなお保全整備計画が未策定の場合は、当該鉄道事業者名を公表すること。

### 3 事故発生時の対応体制の整備

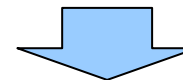
#### 制度の概要

- 国土交通省は、鉄道事業者に対し、事故発生時の通報、救急出動等の体制を明確にした**指導心得を制定し、全従業員に周知**させておくよう**指導（昭和47年通達）**
- 総務省（消防庁）及び国土交通省は、平成13年、**消防機関及び鉄道事業者に対し、迅速かつ効果的な救助活動のための11項目**（管轄消防機関への連絡、救助隊の現場誘導、乗客の避難誘導等）について**協議し取決め等**を行うよう通知  
両省は、平成15年、地方運輸局の管轄区域単位で**消防機関と鉄道事業者の協議会を設置**するよう通知



#### 調査結果

- 応急復旧体制として、**利用者への事故通報、緊急通信設備の確保方法等が定められていないもの（18事業者）**あり。このうち昭和47年通達の内容を承知していないもの（3事業者）あり
- 鉄道事業者と消防機関との協議状況について、協議会で基本方針を取りまとめたが、**消防機関との具体的な協議を実施していないもの（7事業者）**あり  
**救助隊の現場誘導、乗客の避難誘導等の項目の協議・取決めを行っていないもの（4事業者）**あり



#### 勧告要旨

- ① **応急復旧体制に関する指導心得の整備**について、特に留意すべき事項を整理して示す等の方法により**鉄道事業者を指導し**、適切な内容の指導心得の整備を徹底すること。（国土交通省）
- ② **消防機関と鉄道事業者との協議・取決め**に至っていない理由を把握し、これに応じた必要な措置を講ずることにより、**取決めを促進**すること。（総務省（消防庁）、国土交通省）



[本件連絡先]

総務省行政評価局 国土交通担当評価監視官室

評価監視官：米澤 俊介（内線：2437）

調査官：山下 公明（内線：2464）

総括評価監視調査官：野呂 義樹（内線：2471）

電話（代表）：03-5253-5111※

（直通）：03-5253-5454

ファクシミリ：03-5253-5457

電子メール：kans2038@soumu.go.jp

※ 総務省代表電話の取扱時間は、午前8時30分から午後6時30分までです。これ以外の時間は、直通電話をご利用ください。